

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年12月23日
【会社名】	株式会社ネクストジェン
【英訳名】	Nextgen, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員 社長 大西 新二
【本店の所在の場所】	東京都港区白金一丁目27番6号
【電話番号】	(03)5793-3230
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 管理本部長 齊田 奈緒子
【最寄りの連絡場所】	東京都港区白金一丁目27番6号
【電話番号】	(03)5793-3230
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 管理本部長 齊田 奈緒子
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 251,020,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	385,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、2022年12月23日開催の取締役会において決議されております。

2. 当社とNECネットエスアイ株式会社(以下「NECネットエスアイ」といいます。)及び岩崎通信機株式会社(以下「岩崎通信機」といい、NECネットエスアイ及び岩崎通信機を併せて「割当予定先」といいます。)各社と、2022年12月23日付で資本業務提携契約(以下個別に又は総称して「本資本業務提携契約」といいます。)を締結しております。

3. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	385,000株	251,020,000	125,510,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	385,000株	251,020,000	125,510,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は125,510,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
652	326	100株	2023年1月10日(火)	-	2023年1月11日(水)

(注) 1. 全株式を第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後に当社は割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日までに下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、当該割当予定先について、当該株式の割当を受ける権利は消滅します。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ネクストジェン	東京都港区白金一丁目27番6号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 神谷町支店	東京都港区虎ノ門五丁目1番5号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
251,020,000	2,000,000	249,020,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額は、登記関連費用、有価証券届出書等の書類作成費用、株式事務手数料、その他諸費用等であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額249,020,000円の具体的使途については、以下のとおり予定しております。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
CPaaSを含むクラウドサービス事業におけるソフトウェアの開発投資、設備増強	200	2023年1月～2025年3月
CPaaSを含むクラウドサービス事業におけるマーケットプレイスの構築、環境整備	49	2023年1月～2024年3月

当社グループにおいて推進しているCPaaSは、音声通話(U-cube voice)、通話録音(U-cube rec)、音声認識AI(U-cube cogni)、相互接続(U-cube friends)、IVR(U-cube connect)、メッセージング(Pluscomm SMS)などの様々なコミュニケーション手段をアプリケーションやビジネスに組み込むことができるサービスです。また、当社の提供するCPaaSのAPIなどを利用してパートナーが独自のアプリケーションを企画開発しサービスを提供することも可能です。

CPaaSを含むクラウドサービス事業におけるソフトウェアの開発投資、設備増強

国内には複数の通信事業者があり、コミュニケーションアプリも多種多様に存在します。またそれらの異なる通信事業者やコミュニケーションアプリを接続するためには相互接続のノウハウが必要となります。当社は相互接続ノウハウを保有しているという強みを活かして、当社の提供するCPaaSを含むクラウドサービスが各種接続の仲介役を担うサービスを提供します。今回調達する資金は、ソフトウェアの開発や、それに伴うサーバ、ネットワーク環境等の機器設備、人材獲得及び育成に関する費用、クラウドサービスに関するプラットフォームの設備増強費用で200百万円の資金を充当する予定です。

CPaaSを含むクラウドサービス事業におけるマーケットプレイスの構築、環境整備

当社の提供するCPaaSを含むクラウドサービスを利用するパートナー会社が、当社のAPIなどを利用してアプリケーション開発を充実させ、開発したアプリケーションサービスをパートナー会社の間で相互利用・販売できるマーケットプレイスの構築や運用環境の整備に49百万円の資金を充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) NEC ネットエスアイ

a. 割当予定先の概要	名称	NEC ネットエスアイ株式会社	
	本店の所在地	東京都文京区後楽二丁目6番1号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度第90期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日） 2022年6月24日関東財務局長に提出 訂正有価証券報告書 事業年度第90期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日） 2022年7月8日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第91期第1四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日） 2022年7月28日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第91期第2四半期（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日） 2022年10月28日関東財務局長に提出</p>	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	当該会社は、当社連結子会社である株式会社LignAppsの株式を500株（12.2%）保有しています。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、当社製品販売・保守サポートに関する取引関係があります。	

(2) 岩崎通信機

a. 割当予定先の概要	名称	岩崎通信機株式会社	
	本店の所在地	東京都杉並区久我山一丁目7番41号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度第113期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日） 2022年6月24日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第114期第1四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日） 2022年8月9日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第114期第2四半期（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日） 2022年11月14日関東財務局長に提出</p>	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、当社製品販売・保守サポートに関する取引関係があります。	

c. 割当予定先の選定理由

(1) NEC ネットズエスアイとの本資本業務提携の理由

NEC ネットズエスアイは、コミュニケーションサービス・オーケストレーターとして、企業、通信事業者、官公庁や社会インフラ事業者といったさまざまなお客様に対し、多種多様な機器やソフトウェア、ネットワーク、サービス、さらには生まれたての最先端/ベンチャー技術までを組み合わせ、コミュニケーションに関わるあらゆるシステム、サービスを、利用者に最適の形に構築するとともに、運用・監視、保守、アウトソーシング等の各種サービスまで総合的に提供しています。

これまでにNEC ネットズエスアイとはモバイル通信ソリューション事業やボイスコミュニケーション事業において取引関係があり、特にボイスコミュニケーション事業においては2019年4月より当社グループのCPaaSを活用した付加価値サービスの開発、販売をしているパートナーとなっております。今後、当社グループのCPaaSを利用するパートナー会社が当社の提供するAPIなどでアプリケーション開発を展開していくことを視野に入れ、開発したアプリケーションをパートナー会社間で相互利用・販売できるマーケットプレイスの仕組みを構築することを目的に、資本業務提携契約の締結及び第三者割当増資による新株式発行を行うことで合意しました。

(2) 岩崎通信機との本資本業務提携の理由

岩崎通信機は、「スピードと創意、そして対話を何よりも重んじ、明るく活力のあるチャレンジ精神に溢れた会社」を経営基本として掲げ、情報通信、印刷システム、電子計測の各事業分野で、顧客の多様なニーズに対して個性的で品質の優れた商品及びサービスを提供しています。

これまでも岩崎通信機は、当社のボイスコミュニケーションに関するエンタープライズ向け商材（オンプレ型製品）を2017年10月より取り扱い、幅広い業種のお客様に提供しています。岩崎通信機の中期経営計画「REBORN」でも掲げている、サブスクリプション・ビジネスの強化を推進するため、今後はオンプレ型製品に加えて、当社グループのCPaaSを利用したクラウドPBXサービスを活用してコンタクトセンター向けのサービスを展開する計画をしており、サービス提供のスピードアップを図ることを目的に、資本業務提携契約の締結及び第三者割当増資による新株式発行を行うことで合意しました。

d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先の氏名又は名称	割当株式数
NEC ネットズエスアイ	当社普通株式 300,000株
岩崎通信機	当社普通株式 85,000株

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先より、本資本業務提携の趣旨に鑑み、本第三者割当増資により取得する当社株式を長期的に保有する方針であることを口頭にて確認しています。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

(1) NEC ネットズエスアイ

NEC ネットズエスアイの第91期第2四半期報告書の連結財務諸表（2022年9月30日）により、現金及び預金残高（82,889百万円）を確認しており、NEC ネットズエスアイが本第三者割当増資の払込みについて必要かつ十分な資金を有していると認められることから当該払込みに支障はないものと判断しています。

(2) 岩崎通信機

岩崎通信機の第114期第2四半期報告書の連結財務諸表（2022年9月30日）により、現金及び預金残高（5,494百万円）を確認しており、岩崎通信機が本第三者割当増資の払込みについて必要かつ十分な資金を有していると認められることから当該払込みに支障はないものと判断しています。

g．割当予定先の実態

(1) NEC ネットエスアイ

NEC ネットエスアイは、東京証券取引所プライム市場に上場しており、同社が東京証券取引所に提出した2022年6月28日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の内部統制システム等に関する事項において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を東京証券取引所のホームページにて確認しています。当社は、当該記載に基づき、NEC ネットエスアイは反社会勢力等とは一切関係がないと判断しています。

(2) 岩崎通信機

岩崎通信機は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、同社が東京証券取引所に提出した2022年11月1日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の内部統制システム等に関する事項において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を東京証券取引所のホームページにて確認しています。当社は、当該記載に基づき、岩崎通信機は反社会勢力等とは一切関係がないと判断しています。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式の発行価額につきましては、本第三者割当増資に係る取締役会決議の直前営業日である2022年12月22日の東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値（以下「終値」といいます。）と同額である652円としました。当該発行価額の算定方法として取締役会決議日の直前営業日における終値を採用したのは、直近株価が現時点での当社の実態をより適切に表していると考えており、客観性が高く合理的であると判断したためです。当該発行価格は、同直前営業日から1か月間遡った期間（2022年11月24日から2022年12月22日まで）の終値の平均値694円（円未満切り捨て）に対して6.1%のディスカウント、同直前営業日から3か月遡った期間（2022年9月26日から2022年12月22日）の終値の平均値706円（円未満切り捨て）に対して、7.7%のディスカウント、同直前営業日から6か月遡った期間（2022年6月23日から2022年12月22日まで）の終値の平均値719円（円未満切り捨て）に対して9.3%のディスカウントとなります。

当該発行価額の決定は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、本第三者割当増資の必要性、本第三者割当増資を通じて一層の企業価値の向上を図るという目的の相当性、当社株価の変動、本第三者割当増資により生じる希薄化等諸事情に照らして、当該発行価額は割当予定先にとって特に有利なものではないと判断しております。

また、当社監査等委員3名（うち社外監査等委員2名）から、本新株式の発行価額が日本証券業協会「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に準拠して決定されていることから、割当予定先に特に有利な金額ではなく、適法であるとの意見を得ています。

以上のことから当社は、本新株式の発行価額が適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断しました。この判断に基づいて、当社取締役会では、本資本業務提携の目的、調達する資金の使途、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本新株式発行につき決議しました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資における新規発行株式数385,000株（議決権数3,850個）は、2022年9月30日現在の当社発行済株式総数2,656,800株（議決権総数26,528個）に対して、14.49%（議決権総数に対し14.51%、小数点第三位を四捨五入）の希薄化が生じるものと認識しています。

しかしながら、本第三者割当増資は、割当予定先との資本業務提携に基づき実施されるものであり、本資本業務提携を履行することは、中長期的な視点から今後の当社グループの企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、また割当予定先は、当社株式を長期的に保有する方針であり流通市場への影響は当面ないことなどから、今回の発行数量、これによる株式の希薄化の規模及び流通市場への影響は、かかる目的達成のうえで合理的であると判断しました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
エクシオグループ株式会社	東京都渋谷区渋谷3丁目29番20号	660,000	24.88	660,000	21.73
サクサ株式会社	東京都港区白金1丁目17-3 NBFプラチナタワー	550,000	20.73	550,000	18.11
NECネットエスアイ株式会社	東京都文京区後楽二丁目6番1号	-	-	300,000	9.88
岩崎通信機株式会社	東京都杉並区久我山一丁目7番41号	-	-	85,000	2.80
株式会社タカコム	岐阜県土岐市下石町字西山304番地709	83,000	3.13	83,000	2.73
都築電気株式会社	東京都港区新橋6丁目19-15	80,000	3.02	80,000	2.63
大西 新二	神奈川県川崎市麻生区	61,900	2.33	61,900	2.04
五味 大輔	長野県松本市	45,000	1.70	45,000	1.48
渡辺 俊一	栃木県宇都宮市	42,000	1.58	42,000	1.38
清水 伸昭	埼玉県熊谷市	36,000	1.36	36,000	1.19
計	-	1,557,900	58.73	1,942,900	63.96

(注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2022年9月30日現在における株主名簿を基準としております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数にかかる議決権の数を、2022年9月30日時点の総議決権数(26,528個)に第三者割当増資により増加する議決権数(3,850個)を加えた数で除して算出した割合です。

3. 所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の第21期有価証券報告書及び第22期第2四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2022年12月23日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2022年12月23日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に掲げた第21期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2022年12月23日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その内容は以下のとおりであります。

（2022年6月27日提出の臨時報告書）

1 提出理由

2022年6月24日開催の当社第21回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）当該株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

（2）当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）（以下、「改正産競法」という。）の公布及び施行を受け、上場会社は定款に定めることにより、場所の定めのない株主総会（いわゆる完全オンライン株主総会）の開催が認められることとなりました。改正産競法を有意義に活用した定款変更を行い、株主総会の活性化や効率化、円滑化につながるよう、定款第10条第2項を追加するものです。なお、当該変更のための省令要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、これに伴い、所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、大西新二、深山博文、齊田奈緒子及び島政則を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、渡辺俊一、三村撰及び田中達也を選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、佐藤東樹を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	18,507	47	0	(注)1	可決(99.74%)
第2号議案				(注)2	
大西 新二	18,519	35	0		可決(99.81%)
深山 博文	18,520	34	0		可決(99.81%)
齊田 奈緒子	18,520	34	0		可決(99.81%)
島 政則	18,520	34	0		可決(99.81%)
第3号議案				(注)2	
渡辺 俊一	18,524	30	0		可決(99.83%)
三村 稔	18,524	30	0		可決(99.83%)
田中 達也	18,524	30	0		可決(99.83%)
第4号議案				(注)2	
佐藤 東樹	18,515	39	0		可決(99.79%)

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 賛成の割合は小数点第3位以下を切り捨てしております。

(2022年9月16日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

当社は、2022年9月16日開催の取締役会において、2022年11月1日を効力発生日として当社の100%連結子会社であるアクロスウェイ株式会社を吸収合併すること及び当該吸収合併に先立ち、同社に対する債権を放棄することを決議し、2022年9月16日付で合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第7号の3、第11号及び第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

1. 吸収合併に関する事項(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告)

(1) 当該吸収合併の相手会社に関する事項

吸収合併する子会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	アクロスウェイ株式会社
本店の所在地	東京都港区白金一丁目27番6号
代表者の氏名	代表取締役社長 野中 昭男
資本金の額	20百万円(2022年3月31日現在)
純資産の額	61百万円(2022年3月31日現在)
総資産の額	138百万円(2022年3月31日現在)
事業の内容	電気通信事業(電気通信事業者届出番号 A-17-8312)、通信サービス業、コールセンターソリューション、Webシステムの開発、ネット通販事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
売上高	199百万円	196百万円	352百万円
営業利益又は営業損失()	3百万円	38百万円	9百万円
経常利益又は経常損失()	5百万円	39百万円	8百万円
当期純利益又は当期純損失()	1百万円	39百万円	23百万円

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社ネクストジェン 100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社が100%出資する連結子会社です。
人的関係	当社の取締役2名が同社の取締役を、兼任しております。
取引関係	当社は同社に対し、業務委託、資金の貸付を行っています。

(2) 当該吸収合併の目的

IP化やクラウド化が進み、大規模から小規模まで利用ユーザー数の規模を限定しないサービスをクラウド環境で提供できるようになっていることから、クラウド技術に関するノウハウをグループ全体で集約することは重要な経営課題であると捉え、当社はアクロスウェイ株式会社を統合し、サービス企画・開発力、クラウド設備企画・運用・保守を一体化して市場シェアの獲得・拡大に繋がる取り組みを強力に遂行していくこととしました。

この統合により、情報共有や意思決定がよりスピーディになり、有力なサービスをいち早く開発・提供できる環境となること、また、経営資源の集約による経営の効率化も見込めるものと判断しています。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、アクロスウェイ株式会社は解散します。

吸収合併に係る割当ての内容

本合併は、当社の完全子会社との吸収合併のため、株式その他の金銭等の割当ては行いません。

その他の吸収合併契約の内容

合併決議取締役会 2022年9月16日

合併契約締結日 2022年9月16日

合併の期日（効力発生日） 2022年11月1日（予定）

(注) 当該吸収合併は、当社においては会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当し、アクロスウェイ株式会社においては同法第784条第1項に規定する略式合併に該当するため、いずれも吸収合併契約の承認に関する株主総会を経ずに行います。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ネクストジェン
本店の所在地	東京都港区白金一丁目27番6号
代表者の氏名	代表取締役 執行役員 社長 大西 新二
資本金の額	1,001百万円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	電気通信事業（電気通信事業者 届出番号 A-19-9441）、通信技術に関するコンサルティング業務、通信ネットワークシステム及びアプリケーションに関する企画・開発・保守・賃貸・販売・輸出入及びコンサルティング業務、コンピューターシステム及びソフトウェアの企画・開発・制作・販売及び輸出入、通信機器の輸出入・販売

2. 取立不能又は取立遅延債権のおそれに関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号に基づく報告）

(1) 当該債務者等の名称、住所、代表者の氏名及び資本金の額

名称	アクロスウェイ株式会社
住所	東京都港区白金一丁目27番6号
代表者の氏名	代表取締役社長 野中 昭男
資本金の額	20百万円

(2) 当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

当社は、2022年9月16日開催の取締役会において、「1.」の項記載の吸収合併に先立ち、アクロスウェイ株式会社の債務超過を解消するため、当社が同社に対して有する債権を2022年10月31日に放棄することを決議いたしました。

(3) 当該債務者等に対する債権の種類及び金額

放棄する債権の内容 長期貸付金

放棄する債権の額 100百万円

(4) 当該事実が当該提出会社の事業に及ぼす影響

当該債権につきましては、2023年3月期の当社の個別決算において、100百万円の特別損失を計上する予定です。なお、2023年3月期の連結決算においては相殺消去されるため、本債権放棄による連結業績に与える影響はありません。

3. 提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象について（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号に基づく報告）

(1) 当該事象の発生年月日

2022年10月31日（債権放棄実施日）

(2) 当該事象の内容

当社は、2022年9月16日開催の取締役会において、「1.」の項記載の吸収合併に先立ち、アクロスウェイ株式会社の債務超過を解消するため、当社が同社に対して有する債権を放棄することを決議いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、2023年3月期の当社の個別決算においては、100百万円の特別損失を計上する予定です。なお、2023年3月期の連結決算においては相殺消去されるため、本債権放棄による連結業績に与える影響はありません。

（2022年11月25日提出の臨時報告書の訂正報告書）

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

当社は、2022年9月16日開催の取締役会において、2022年11月1日を効力発生日として当社の100%連結子会社であるアクロスウェイ株式会社を吸収合併すること及び当該吸収合併に先立ち、同社に対する債権を放棄することを決議し、2022年9月16日付で合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3、第11号及び第12号の規定に基づき、同日付で臨時報告書を提出いたしました。当該臨時報告書の記載事項のうち未確定事項が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

2. 報告内容

1. 吸収合併に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告）

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

3 訂正内容

訂正箇所は、_____を付して表示しております。

1．吸収合併に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告）

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（訂正前）

商号	株式会社ネクストジェン
本店の所在地	東京都港区白金一丁目27番6号
代表者の氏名	代表取締役 執行役員 社長 大西 新二
資本金の額	1,001百万円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	電気通信事業（電気通信事業者 届出番号 A-19-9441）、通信技術に関するコンサルティング業務、通信ネットワークシステム及びアプリケーションに関する企画・開発・保守・賃貸・販売・輸出入及びコンサルティング業務、コンピューターシステム及びソフトウェアの企画・開発・制作・販売及び輸出入、通信機器の輸出入・販売

（訂正後）

商号	株式会社ネクストジェン
本店の所在地	東京都港区白金一丁目27番6号
代表者の氏名	代表取締役 執行役員 社長 大西 新二
資本金の額	1,001百万円
純資産の額	1,770百万円
総資産の額	2,945百万円
事業の内容	電気通信事業（電気通信事業者 届出番号 A-19-9441）、通信技術に関するコンサルティング業務、通信ネットワークシステム及びアプリケーションに関する企画・開発・保守・賃貸・販売・輸出入及びコンサルティング業務、コンピューターシステム及びソフトウェアの企画・開発・制作・販売及び輸出入、通信機器の輸出入・販売

3．資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第21期）の提出日（2022年6月27日）以後、本有価証券届出書提出日（2022年12月23日）までの間において、変更はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第21期)	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	2022年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第22期第2四半期)	自 2022年7月1日 至 2022年9月30日	2022年11月7日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月27日

株式会社ネクストジェン

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 山 田 嗣 也

指定社員
業務執行社員

公認会計士 橋 本 健 太 郎

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクストジェンの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクストジェン及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

市場販売目的ソフトウェアの償却計算及び評価に使用される見込販売収益の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）（１）市場販売目的ソフトウェアに記載されているとおり、会社は、当連結会計年度の連結貸借対照表に、市場販売目的ソフトウェアを325,902千円計上している。市場販売目的ソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存見込販売有効期間（３年）に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上する方法により減価償却費を算出している。また、販売期間の経過に伴い、減価償却を実施した後の未償却残高が翌期以降の見込販売収益の額を上回った場合、当該超過額は一時の費用又は損失として処理している。</p> <p>ソフトウェアの償却計算及び評価が適切に行われるためには、合理的な見込販売収益の見積りが必要となるが、この見込販売収益は、各ソフトウェアの製品カテゴリー別に、顧客単位で積み上げられた販売計画を基礎としている。この見積りには経営者による判断を伴い、不確実性が高い。</p> <p>以上から、当監査法人は、市場販売目的ソフトウェアの償却計算及び評価に使用される見込販売収益の見積りが、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社による市場販売目的ソフトウェアの償却計算及び評価に使用される見込販売収益の見積りが合理的であることを評価するために、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場販売目的ソフトウェアの償却計算及び評価に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・市場販売目的ソフトウェアの追加償却及び一時の費用について、サンプリングによる再計算を行い、償却計算が適切に実施されていることを確認した。 ・会社は、見込販売収益の見積りに際して、策定した事業計画に一定のストレスをかける形で一部修正を加えている。具体的には、過年度に策定した事業計画の当連結会計年度末時点までの達成度合いを考慮して、翌期以降の事業計画を調整し、ソフトウェア販売計画としている。この販売計画について、関係資料との突合を行うことで、翌期以降の販売計画の妥当性を検討した。 ・翌期以降の事業計画の妥当性を検討するため、事業計画の策定プロセスを確認し、過去実績と現在の引き合いの状況を取引先ごとに考慮して、事業計画が策定されていることを確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ネクストジェンの2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ネクストジェンが2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月27日

株式会社ネクストジェン

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 田 嗣 也

指定社員
業務執行社員 公認会計士 橋 本 健 太 郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクストジェンの2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクストジェンの2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

市場販売目的ソフトウェアの償却計算及び評価に使用される見込販売収益の見積り

個別財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項「市場販売目的ソフトウェアの償却計算及び評価に使用される見込販売収益の見積り」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「市場販売目的ソフトウェアの償却計算及び評価に使用される見込販売収益の見積り」と実質的に同一の内容である。このため、個別財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略する。
--

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年11月4日

株式会社ネクストジェン
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 田 嗣 也

指定社員
業務執行社員 公認会計士 橋 本 健 太 郎

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクストジェンの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2022年7月1日から2022年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ネクストジェン及び連結子会社の2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しています。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。